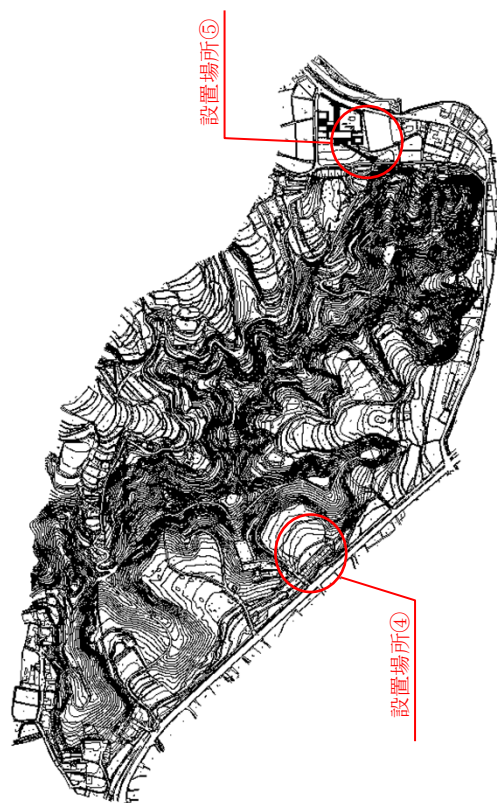


自動販売機設置平面図

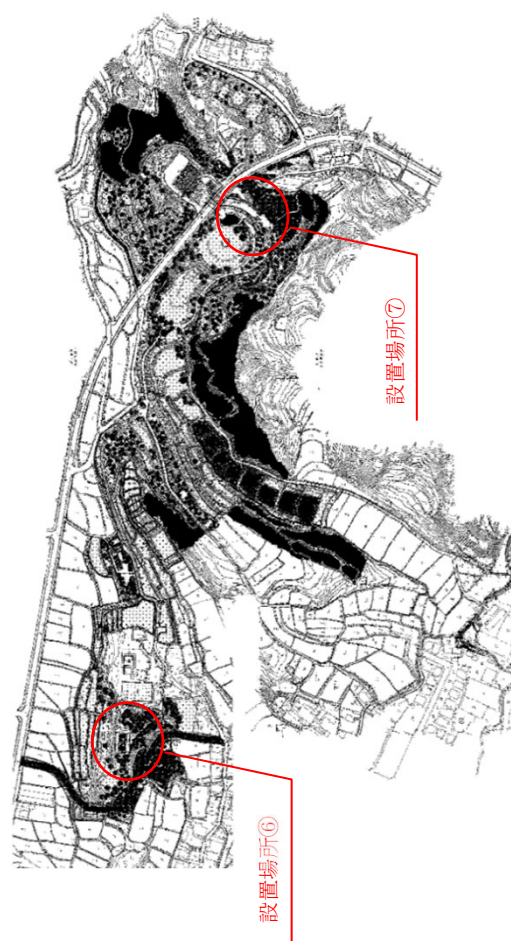
飛鳥区域 石舞台地区



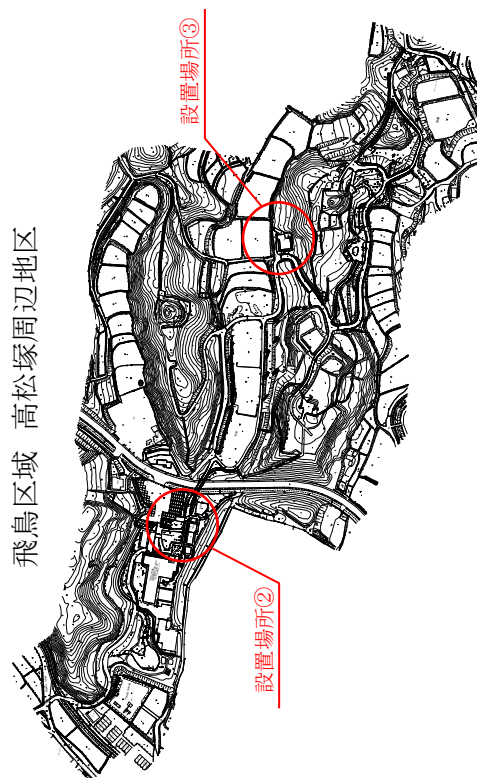
飛鳥区域 甘檜丘地区



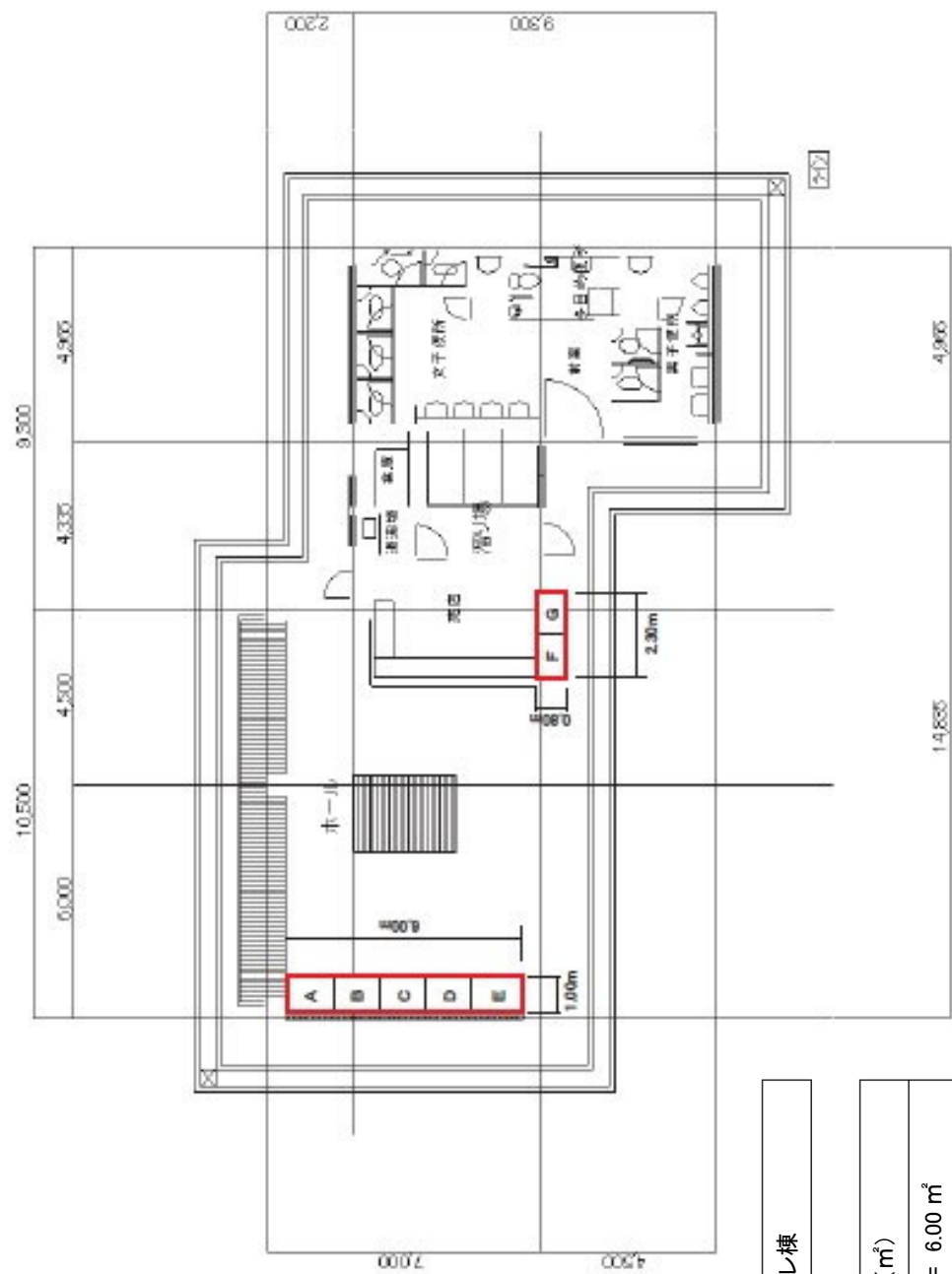
飛鳥区域 キトラ古墳周辺地区



飛鳥区域 高松塚周辺地区



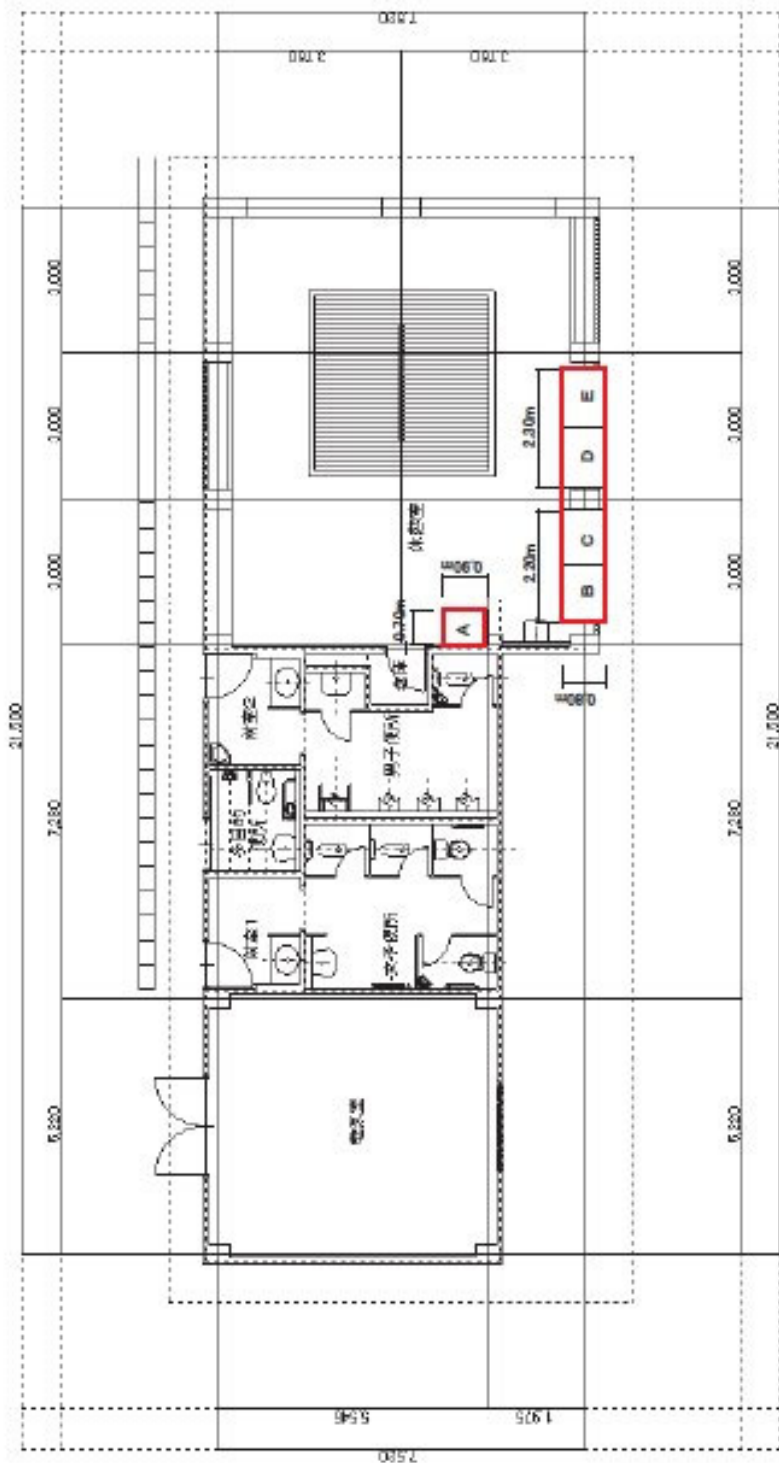
設置箇所①詳細図(石舞台地区自動販売機配置図)



施設名	石舞台地区休憩所・トイレ棟
-----	---------------

凡例	占用面積 (㎡)
A～E	1.00 × 6.00 = 6.00 ㎡
F～G	0.80 × 2.30 = 1.84 ㎡
配線	0.40 × 16.80 = 6.72 ㎡
計	14.56 ㎡

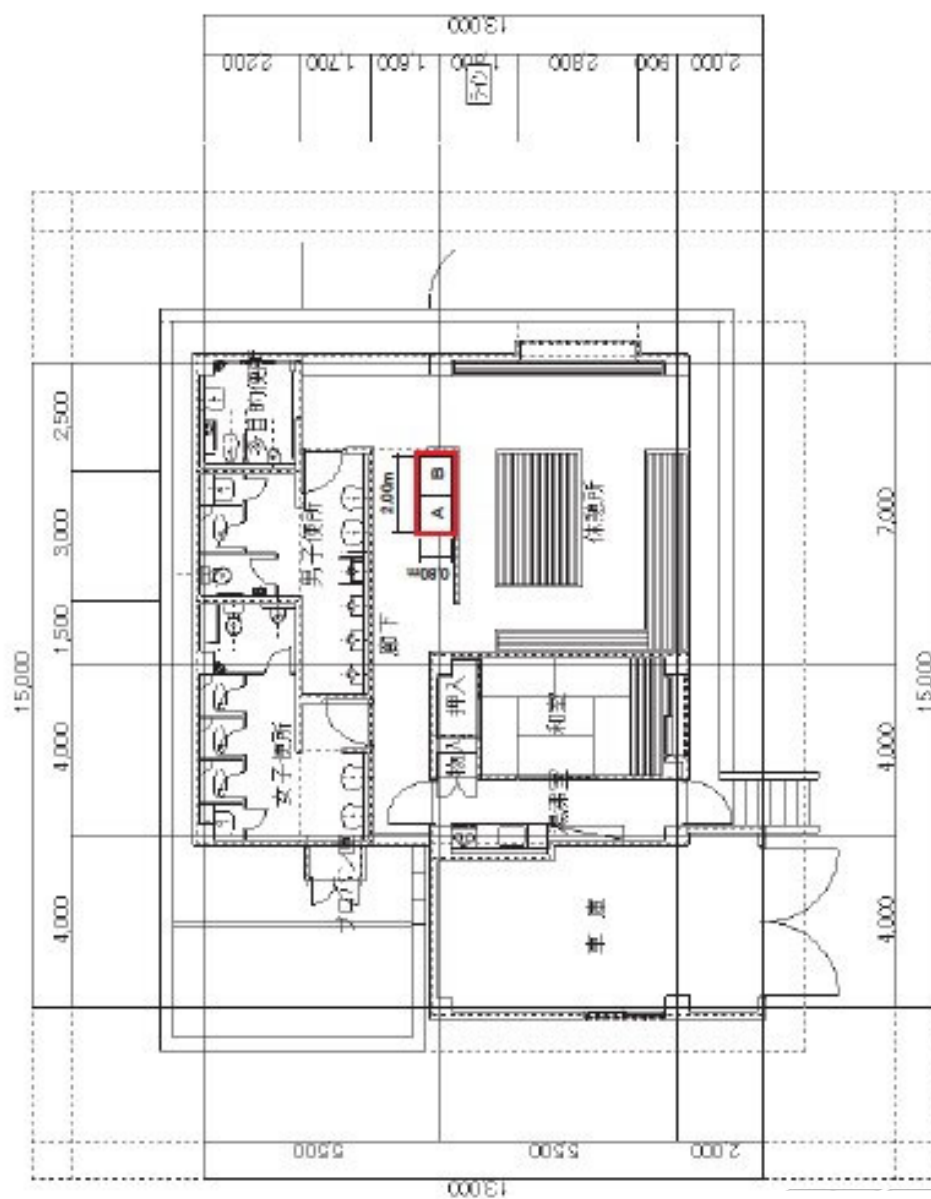
設置箇所②詳細図(高松塚周辺地区自動販売機配置図<公園館前休憩所>)



凡例	占用面積(㎡)
A	$0.70 \times 0.90 = 0.63 \text{ ㎡}$
B, C	$0.80 \times 2.20 = 1.76 \text{ ㎡}$
D, E	$0.80 \times 2.30 = 1.84 \text{ ㎡}$
配線	$0.40 \times 0.30 \times 2 = 0.24 \text{ ㎡}$
計	4.47 ㎡

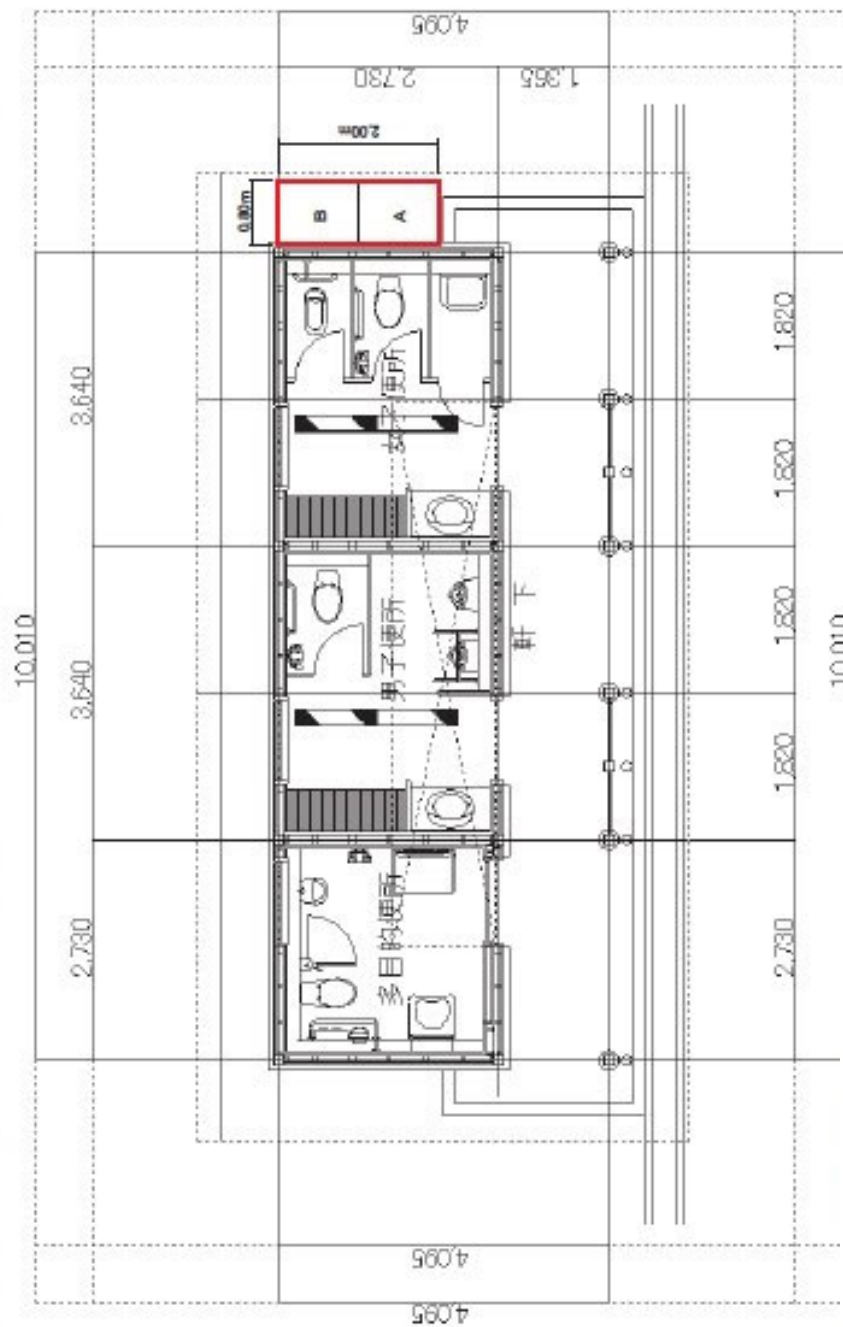
施設名	公園館前休憩所
-----	---------

設置箇所③詳細図(高松塚周辺地区自動販売機配置図(休憩所))



施設名	高松塚周辺地区 休憩所
凡例	占用面積 (㎡)
A, B	$0.80 \times 2.00 = 1.80 \text{ ㎡}$
配線	$0.30 \times 0.40 = 0.12 \text{ ㎡}$
計	1.72 ㎡

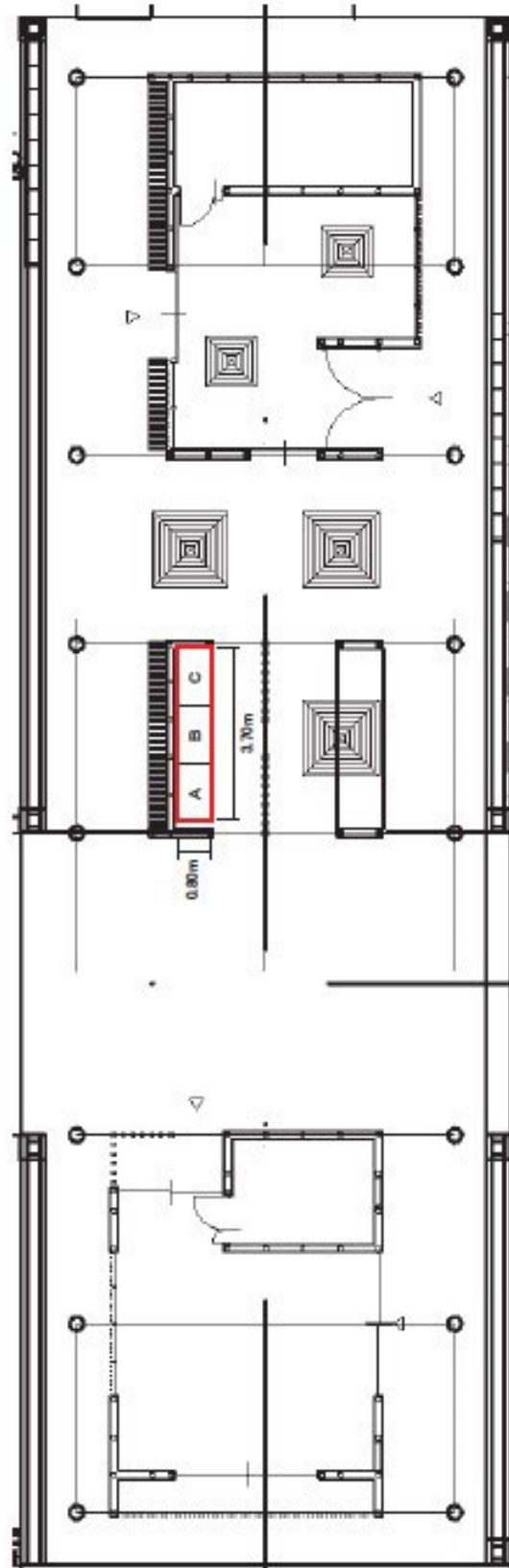
設置箇所④詳細図(甘樫丘地区自動販売機配置図<川原駐車場 便所棟>)



施設名	甘樫丘地区川原駐車場トイレ棟
-----	----------------

凡例	占用面積(㎡)
A, B	$0.80 \times 2.00 = 1.20 \text{ ㎡}$
配線	$0.30 \times 0.40 = 0.12 \text{ ㎡}$
計	1.72 ㎡

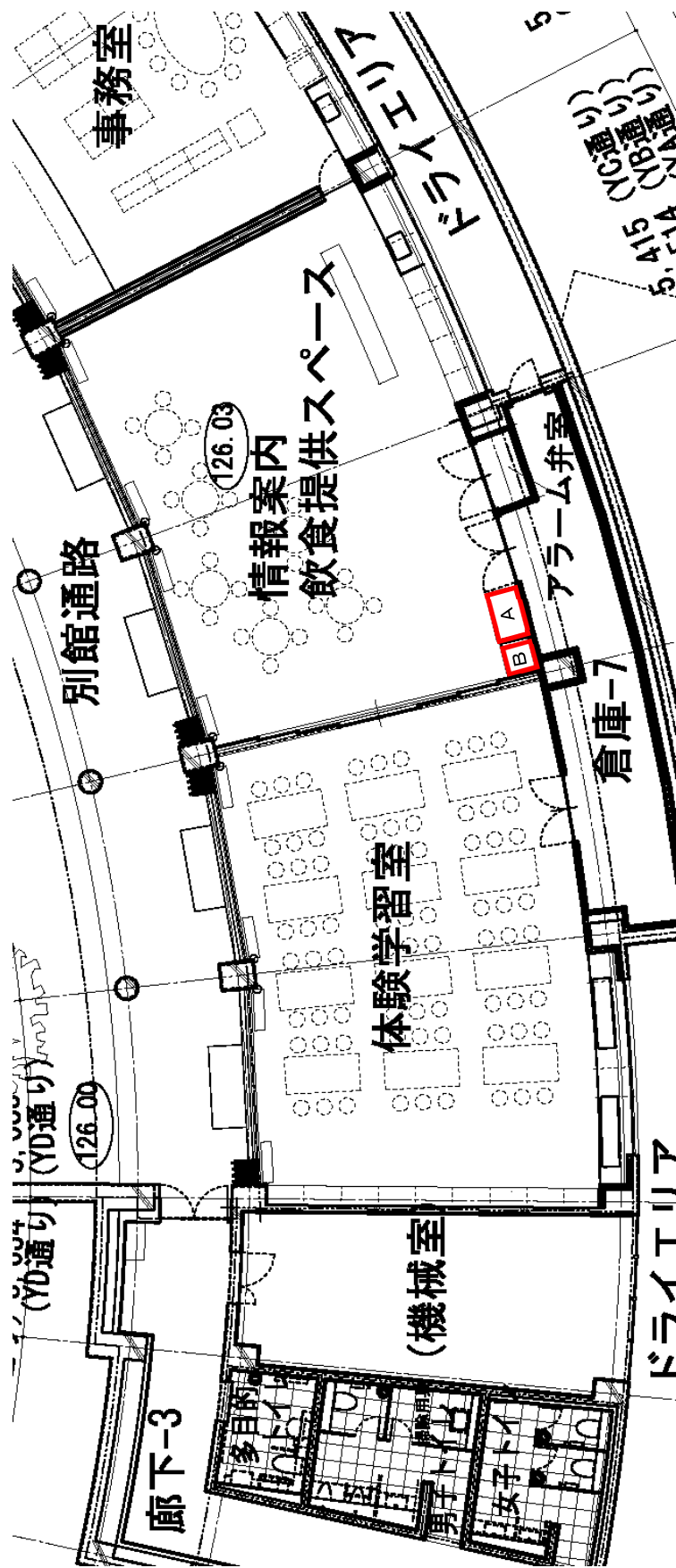
設置箇所⑤詳細図（甘樫丘地区自動販売機配置図〈豊浦休憩所〉）



施設名	甘樫丘地区豊浦休憩所
-----	------------

凡例	占用面積 (㎡)
A, B, C	$0.80 \times 3.70 = 2.96 \text{ ㎡}$
計	2.966 ㎡

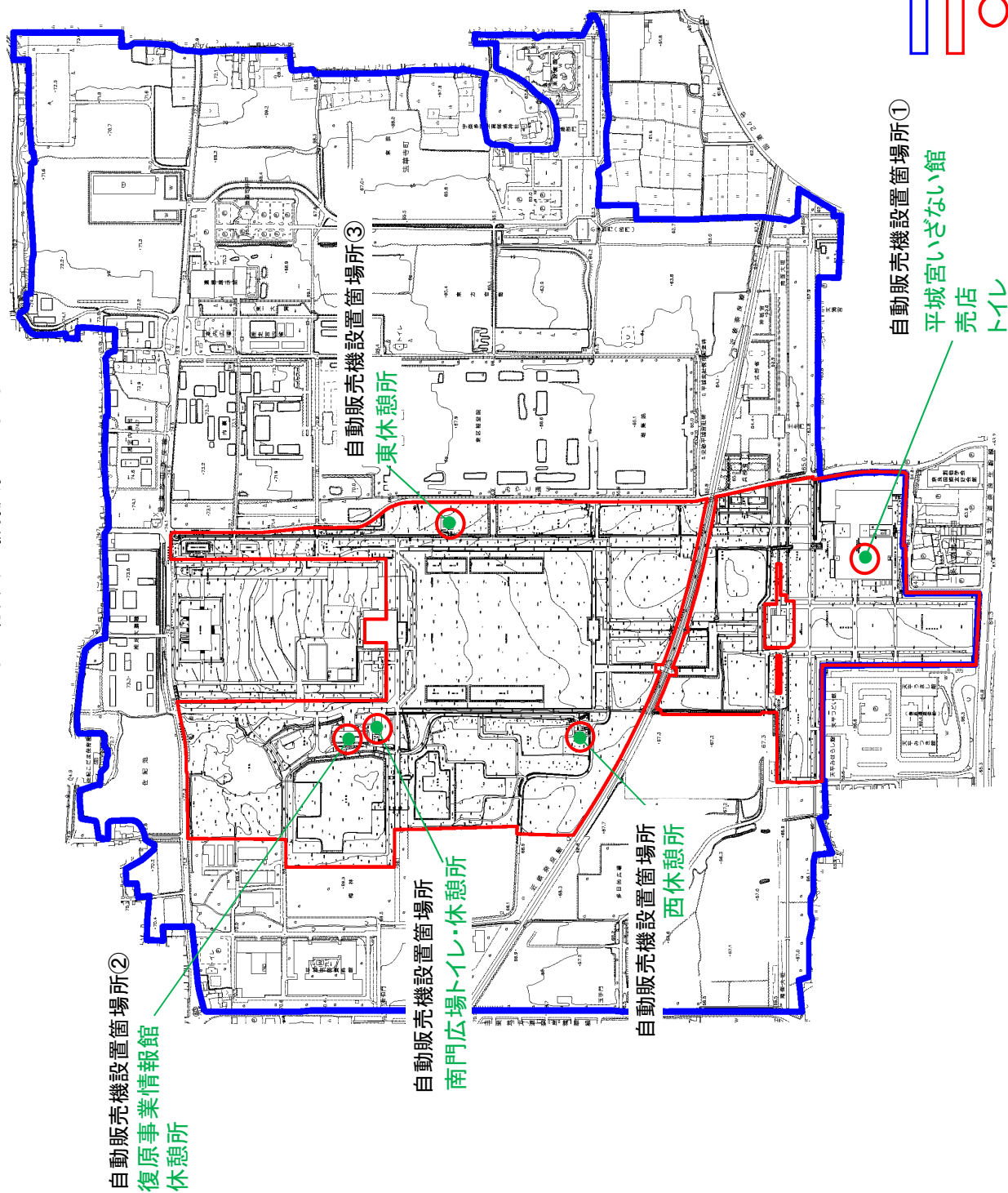
設置箇所⑦詳細図（キトラ古墳周辺地区自動販売機配置図<キトラ古墳壁画体験館四神の館（別館）売店・休憩所>）

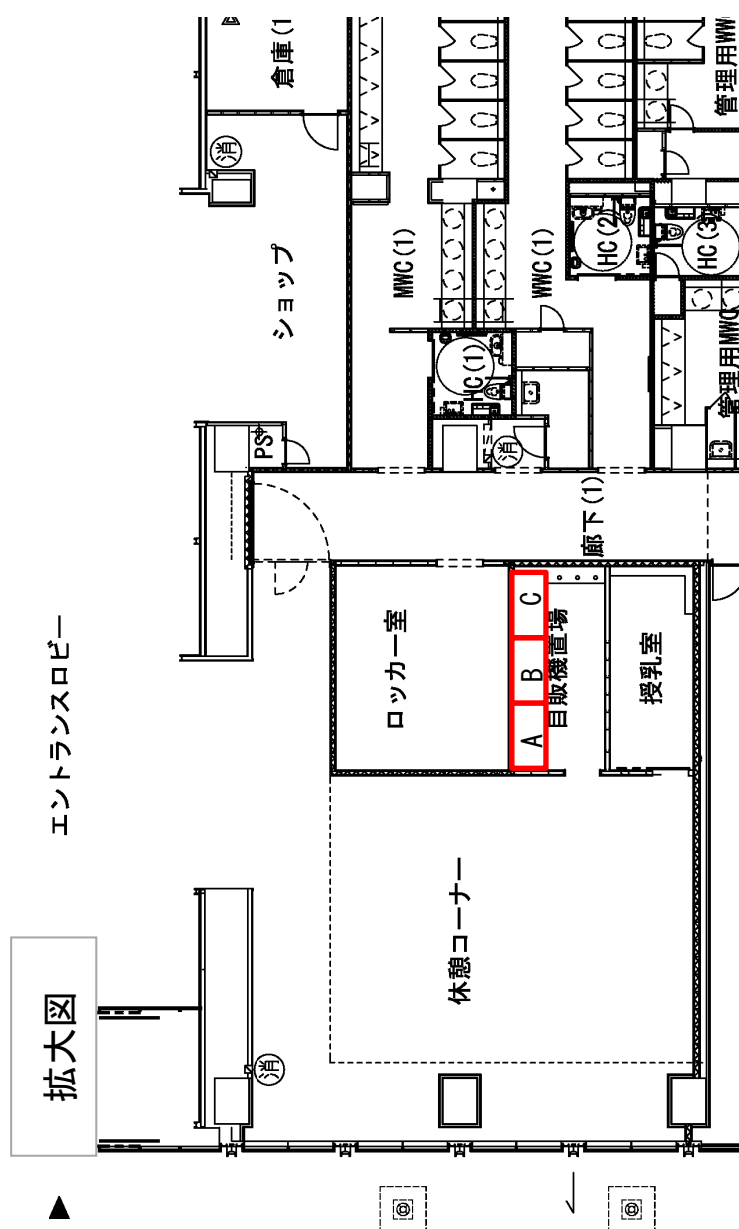


施設名	キトラ古墳壁画体験館四神の館(別館) 売店・休憩所
-----	------------------------------

凡例	占有面積(㎡)
A	1.17 × 0.74 = 0.87 ㎡
B	0.70 × 0.79 = 0.56 ㎡
計	1.43 ㎡

自動販売機設置平面図

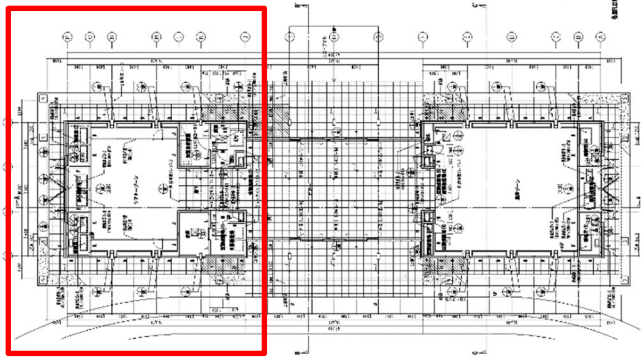
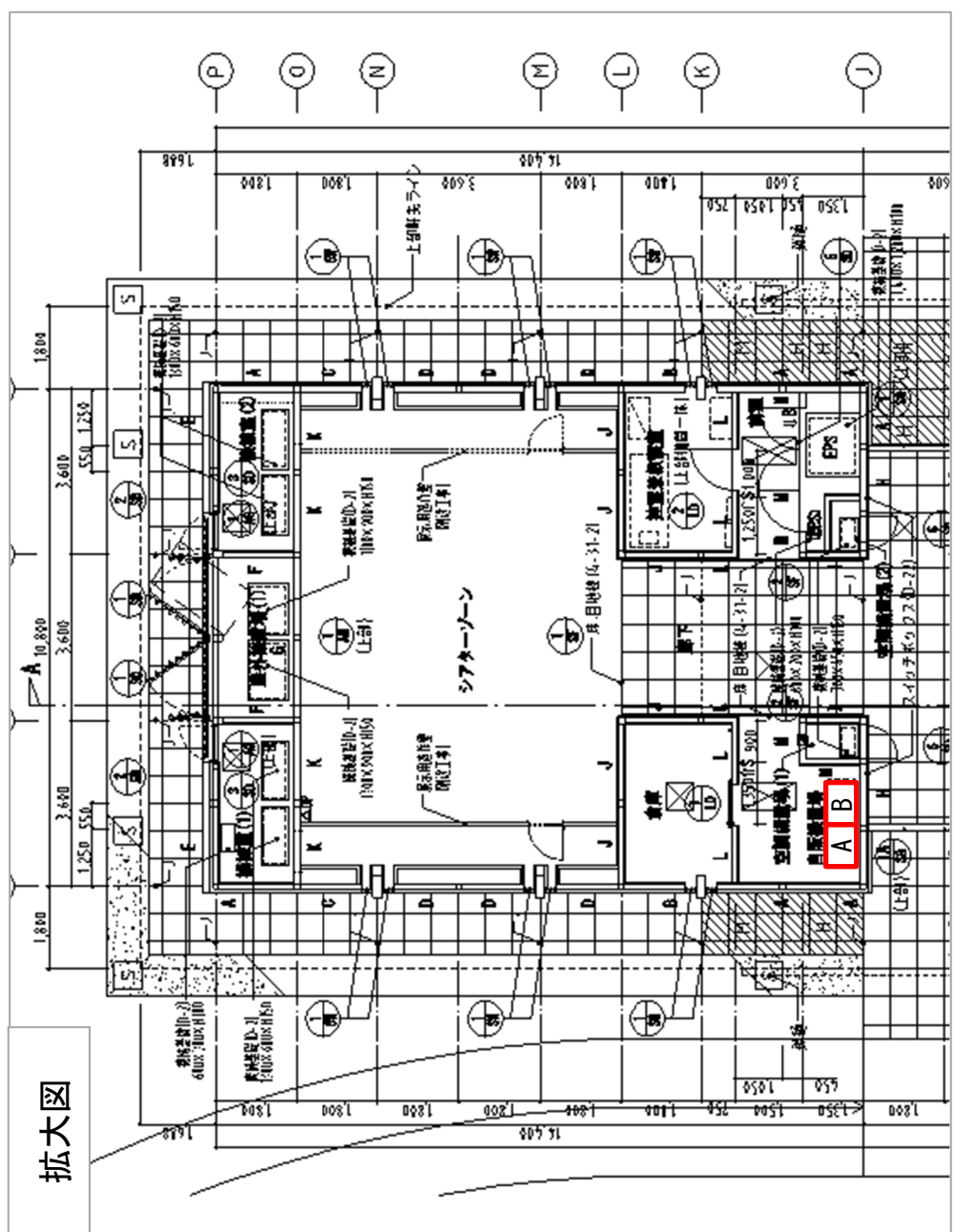




施設名	平城宮いざない館
凡例	占用面積(㎡)
A～E	5.50 ㎡
計	5.50 ㎡

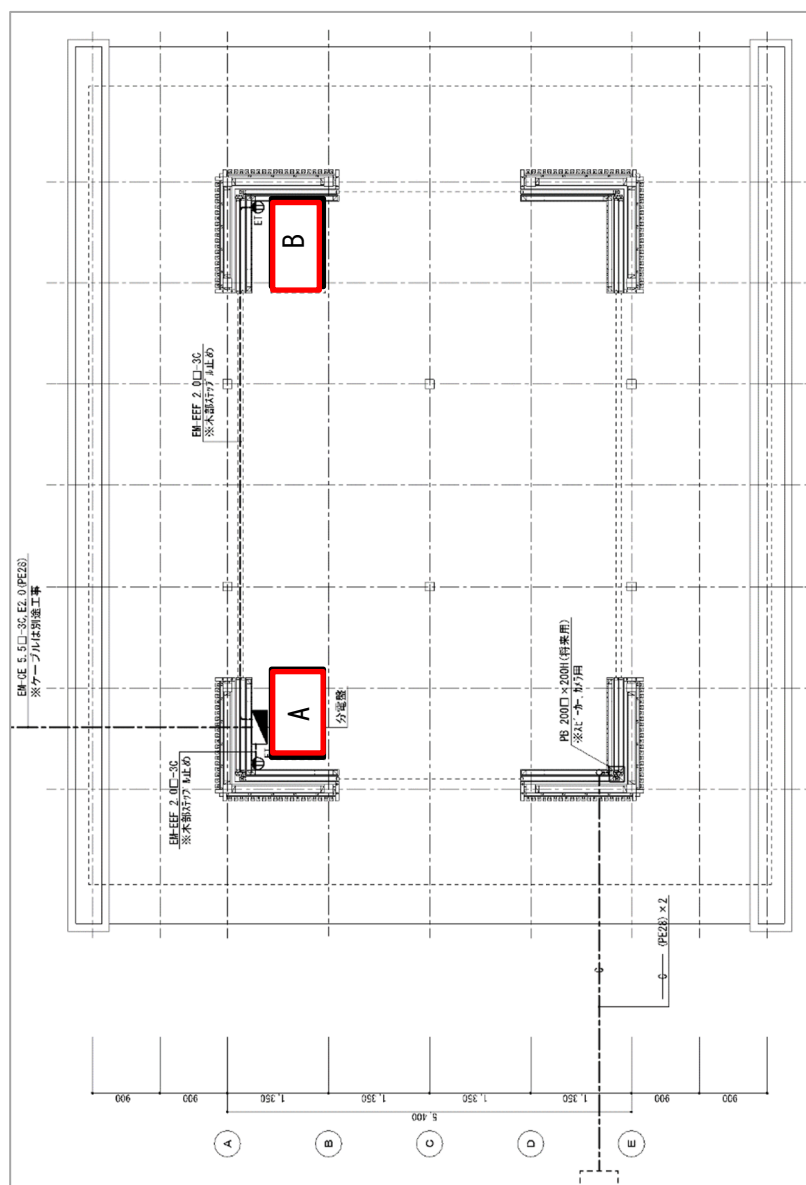
(参考図)

設置箇所②詳細図(復原事業情報館自動販売機配置図)



施設名	平城宮跡区域復原事業情報館	
凡例	占有面積 (㎡)	
A・B	3.12 ㎡	
計	3.12 ㎡	

設置箇所③・④詳細図(休憩所自動販売機配置図)

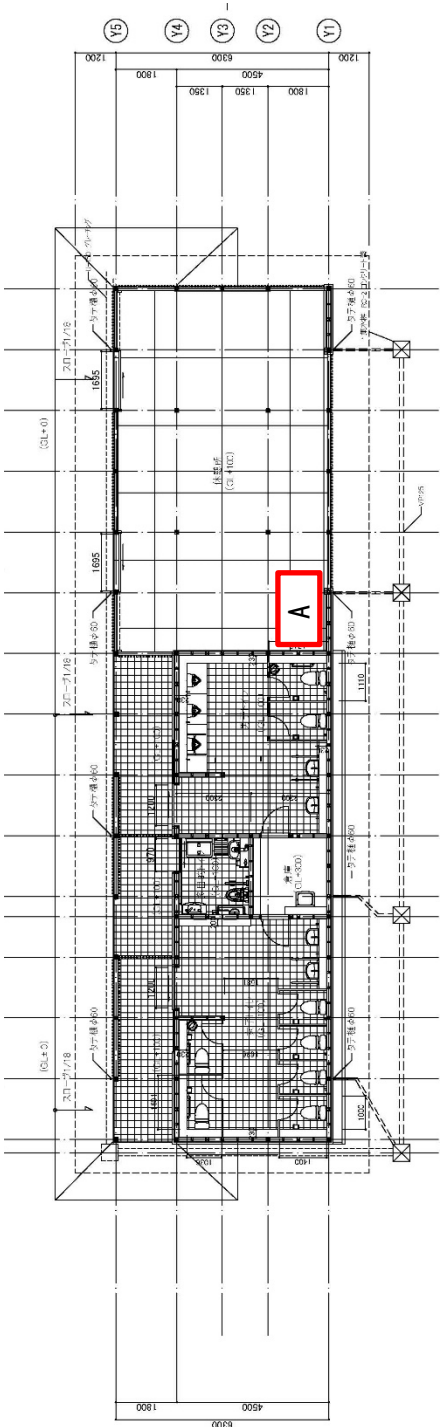


施設名	平城宮跡歴史公園休憩所
-----	-------------

凡例	占用面積(m ²)
A·B	5.76 m ²
計	5.76 m ²

(参考図)

設置箇所⑤詳細図(南門広場トイレ・休憩所自動販売機配置図)

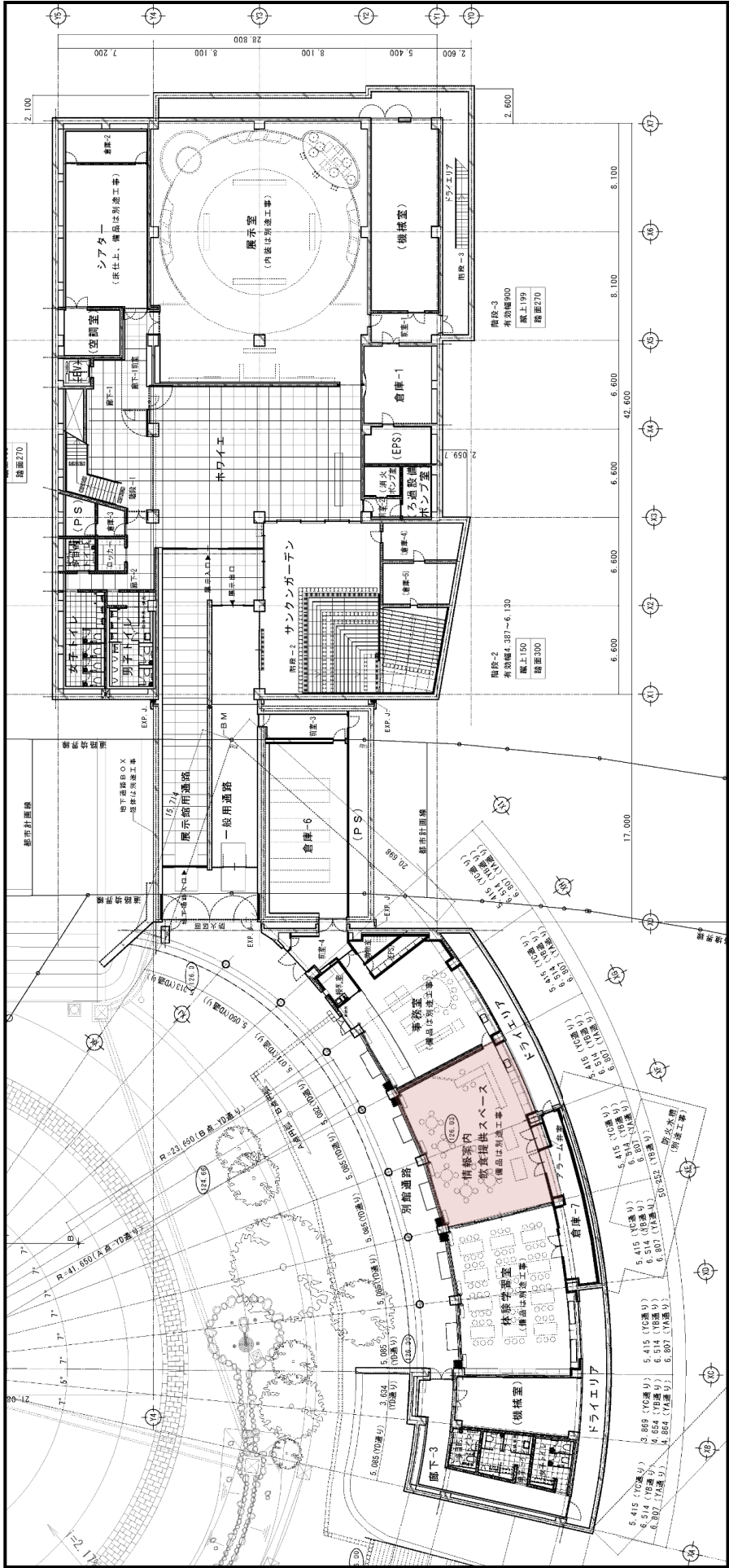


施設名	平城宮跡歴史公園南門広場トイレ・休憩所
-----	---------------------

凡例	占有面積 (㎡)
A	1 ㎡
計	1 ㎡

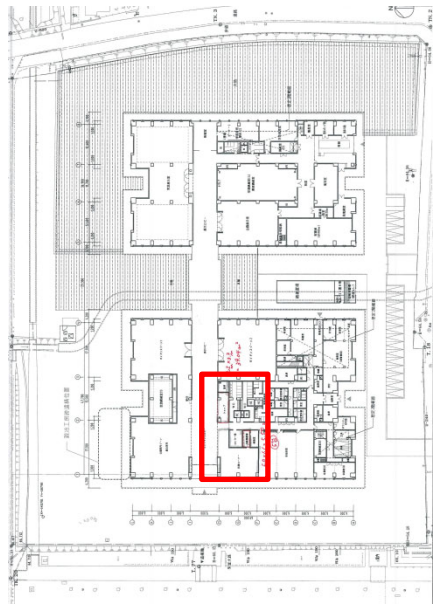
キトラ古墳周辺地区体験学習館内売店平面図

(参考図) 別添15

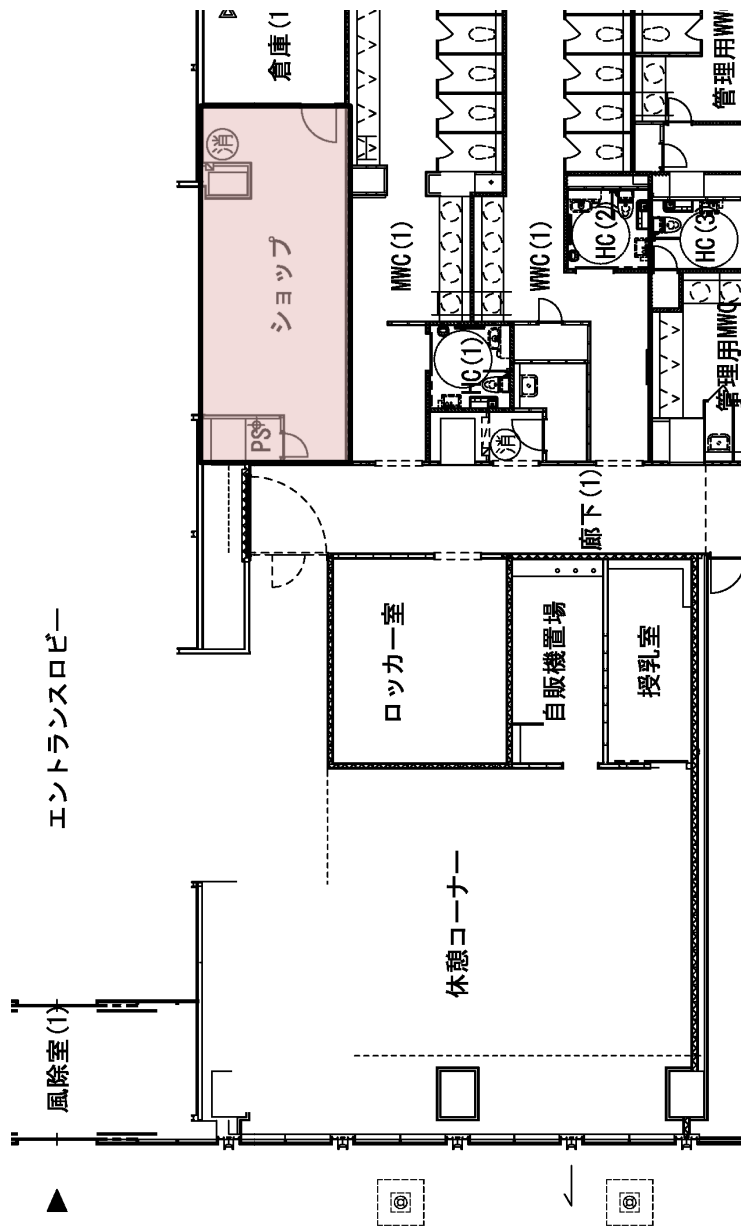


凡例	占有面積 (㎡)
	107.37 ㎡

平城宮跡展示館(平城宮いざない館)売店平面図



拡大図



施設名	平城宮跡展示館
-----	---------

凡例	占有面積(m ²)
	46.93 m ²



【範囲を設定した考え方】

・幹線道路に面し来園者が多く利用する本地区南東側の駐車場、休憩所、トイレ、芝生広場周辺において、新たな施設の設置が可能な範囲とする。

【収益施設運營業務との関連（注意点）】

・飲食・物販施設等の設置にあたっては、現在の動線を基本とし、既存園路の線形の変更は基本的に認めない。
・下表に示す法令に基づく規制等について、事前の手続きが必要となる。
・なお、第1種・第2種歴史的風土保存地区について、公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針（明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針）」に沿った施設の整備とすること。

施設設置内容により届出が必要な区域

	第1種 風致地区※2	第1種歴史的 風土保存地区※1
	第2種 風致地区※2	第2種歴史的 風土保存地区※1
	第3種 風致地区※2	
甘樫丘 地区全域	景観重要都市公園※3 景観形成特定区域※3	
明日香村 全域	埋蔵文化財包蔵地※4	

※1 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

※2 都市計画法：明日香村風致地区条例

※3 景観法：明日香村景観条例

※4 文化財保護法

飛鳥区域の高松塚古墳周辺地区、石舞台地区、祝戸地区、平城宮跡区域については、自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲を設定しない。

自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲（キトラ古墳周辺地区）

【範囲を設定した考え方】

- ・同地区内にあるキトラ古墳壁画体験館 四神の館（別館）にある売店（収益施設（必須））の運営との競合を避ける。
- ・来園者が多く利用する檜隈寺跡前休憩案内所、体験工房、農体験小屋周辺において、新たな施設の設置が可能な範囲とする。

【収益施設運営業務との関連（注意点）】

- ・飲食・物販施設等の設置にあたっては、現在の動線を基本とし、既存園路の線形の変更は基本的に認めない。
- ・下表に示す法令に基づく規制等について、事前の手続きが必要となる。
- ・なお、第1種・第2種歴史的風土保存地区について、公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針（明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針）」に沿った施設の整備とすること。

施設設置内容により届出が必要な区域

	第1種風致地区※2	第1種歴史的風土保存地区※1
	第2種風致地区※2	第2種歴史的風土保存地区※1
	第3種風致地区※2	
キトラ古墳 周辺地区全域	景観重要都市公園※3 景観形成特定区域※3	
明日香村 全域	埋蔵文化財包蔵地※4	

※1 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

※2 都市計画法：明日香村風致地区条例

※3 景観法：明日香村景観条例

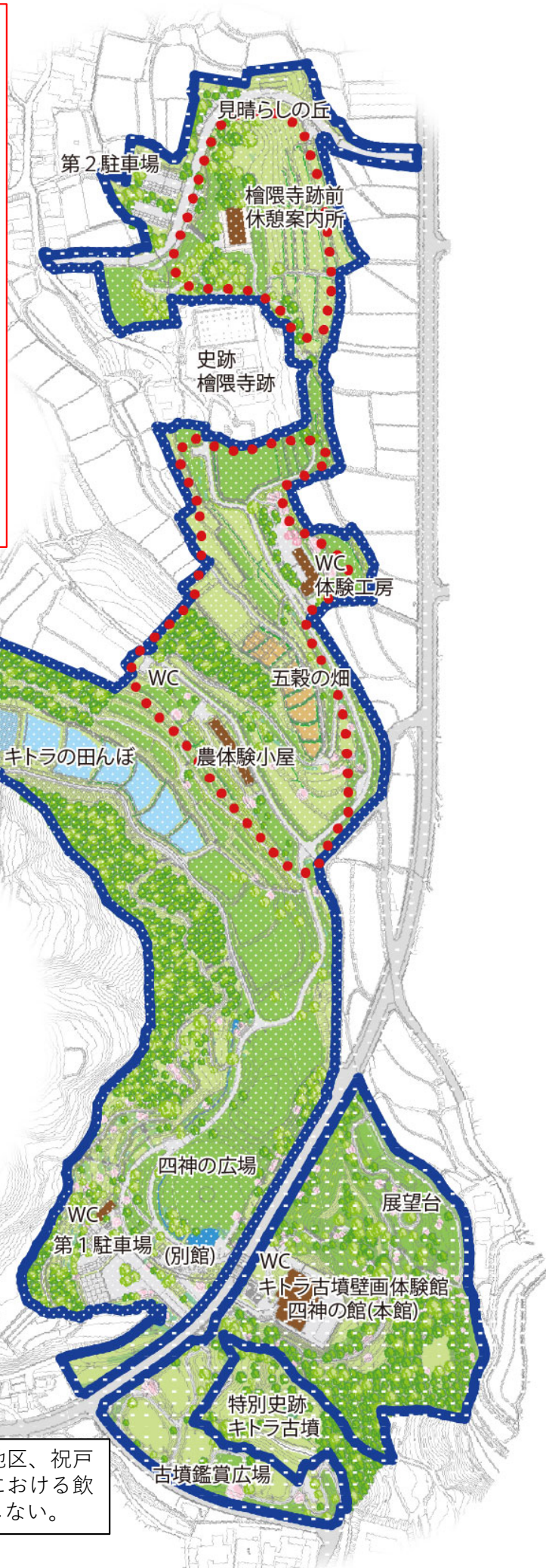
※4 文化財保護法

凡例



指定箇所

飛鳥区域の高松塚古墳周辺地区、石舞台地区、祝戸地区、平城宮跡区域については、自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲を設定しない。



関連法令により地区指定の規制内容等について

A： 第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区

区分	本拠法令	主な規制内容	必要な手続き
第一種歴史的風土保存地区	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法 第3条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 第8条	重要な歴史的文化的遺産が周囲の環境と一体をなして明日香村における歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地域において、現に存する歴史的風土をその状態において維持保存するため、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について現状の変更を厳に抑制。	※公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針（明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針）」に沿った施設の整備であること。
第二種歴史的風土保存地区		第1種歴史的風土保存地区の周囲にあってこれと一体となって歴史的風土を形成している地域等において、建築物その他の工作物の新築等、土地形質の変更、木竹の伐採等について住民生活の安定及び農林業等産業の振興に著しい支障を与えない範囲において、著しい現状の変更を抑制。	

※なお、上記地区に係る具体的な許可基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

B：第一種風致地区、第二種風致地区、第三種風致地区

(表 1) 風致地区に関する主な規制内容と必要な手続き

区分	根拠法令	主な規制内容	必要な手続き
第一種風致地区 第二種風致地区 第三種風致地区	明日香村風 致地区条例 第 4 条	風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等について許可を得る必要がある。 また、これらの行動規制に関わる許可適合基準（表 2）が規定されている。 （許可を要する行為） (1)建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転 (2)建築物等の色彩の変更 (3)宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。） (4)水面の埋立て又は干拓 (5)木竹の伐採 (6)土石の類の採取 (7)屋外における土石、廃棄物、又は再生資源の堆積	あらかじめ村長の許可を要する（風致地区内行為変更許可申請を提出）。

※なお、上記地区に係る具体的な許可基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

(表 2) 第一種風致地区、第二種風致地区、第三種風致地区の許可適合基準

(建築物等の新築について)

区分			第1種風致地区	第2種風致地区	第3種風致地区
建築物等の新築	建築物	高さ	8メートル	10メートル	10メートル
		建蔽率	10分の2	10分の3	10分の4
		道路からの距離	3メートル	2メートル	2メートル
		隣接地からの距離	1.5メートル	1メートル	1メートル
		緑地率	10分の4	10分の3	10分の2
		森林区域の緑地率	10分の6	10分の5	10分の4
		切土又は盛土の高さ	2メートル	3メートル	4メートル
	工作物		位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。		
	仮設の建築物等		移転の容易なものであり、かつ、風致と著しく不調和でないこと。		
	地下に設ける建築物等		位置および規模が土地及び周囲の風致と不調和でないこと。		

※上表の他に、建築物等の改築・増築・移転、建築物等の色彩の変更、宅地の造成、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採、土石の類の採取、屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積について、各許可適合基準が規定されている（明日香村風致地区条例第5条第1項（2）～（10））。

C-1：景観重要公共施設

明日香村景観計画（平成 23~32 年度）において「景観上重要な公共施設」（景観法 第 47 条で定めた景観重要公共施設に基づく）が指定され、下表に示す景観上重要な都市公園の整備に関する方針が定められている。

区分	根拠法令	方針	必要な手続き
祝戸地区 石舞台地区 甘檜丘地区 高松塚周辺地区	景観法 第 47 条 ※施設の設定は明日香村景観計画（景観上重要な公共施設）において定められている。	<整備方針> ・飛鳥らしい野や里山の風景をつくる、木々や花々の再生を行います。 ・飛鳥についてどこよりも新しく詳しい情報を提供します。 ・みんなが安心して利用できる公園をめざします。 ・新しい技術を活用して、飛鳥の歴史を分かり易く体験できる施設を検討します。	法第 16 条等に定めた行為は、明日香村へ事前に行為の届出が必要（条例 10 条～13 条）。 ※行為の届出にあたっては、明日香村への事前協議をあらかじめ行うこと。
キトラ古墳周辺地区		<整備方針> ・多くの人々の協力のもと、飛鳥ファンが共に集う場所を目指します。 ・ふるさと飛鳥の風景を守り、ゆったりと過ごせる空間を提供します。 ・歴史・文化を学び風土を体感できる場所を創っていきます。 ・飛鳥来訪者へ、便利な情報やサービスを提供します。 ・重要な史跡を守り、周辺景観と馴染ませながら往時を彷彿させる風景を創ります。	
共通		<管理運営方針> ・飛鳥らしい歴史的風土を維持します。 ・多くの人々に安全で快適に利用できる施設とサービスを提供します。 ・楽しく歴史を学べる場を充実させます。 ・飛鳥の生態系や環境との共生を図ります。 ・地域の方や飛鳥ファンの思いをより活かします。 ・より多くの人々がいつでも楽しめるイベントに取り組みます。 <具体方針> ・施設整備にあたっては、周辺環境に留意し、	

		明日香村の歴史的風土に相応しい規模、意匠、素材、色彩を使用します。	
--	--	-----------------------------------	--

※法第16条：建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

※行為にあたっては、「明日香村公共事業景観形成指針」や「明日香景観デザインマニュアル」等、明日香村が定める指針等についても準拠していること。

※なお、明日香村景観計画に係る具体的な景観形成基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

C-2：高松塚周辺景観形成特定区域、甘樫丘周辺景観形成特定区域、石舞台・祝戸周辺景観形成特定区域、キトラ古墳周辺景観形成特定区域

明日香村景観計画（平成23～32年度）の景観形成の構想として、各区域の「歴史拠点景観形成特定区域」（明日香村景観条例 第7条 景観形成特定区域に基づく）が指定され、下表に示す景観形成の取組み方針が定められている。

区分	根拠法令	景観形成の取組み方針	必要な手続き
高松塚周辺景観形成特定区域	明日香村景観条例 第7条 ※区域の設定は明日香村景観計画（歴史景観景観形成特定区域）において定められている。	周囲の適正な土地利用の誘導ならびに景観阻害要因の除去等を通じて、明日香村の歴史的風土に相応しい観光拠点としての景観誘導を推進します。	法第16条等に定めた行為は、明日香村へ事前に行為届出が必要（条例10条～13条）。 ※行為の届出にあたっては、明日香村への事前協議をあらかじめ行うこと。
甘樫丘周辺景観形成特定区域		甘樫丘からの俯瞰景ならびに甘樫丘への良好な眺望景観を保全し、明日香村の歴史的風土を享受できる場としての美林の郷づくりを推進します。	
石舞台・祝戸周辺景観形成特定区域		もてなしの逸品・市場づくりなどを通じて、明日香周遊の拠点としてのにぎわいのある景観形成を推進するとともに、風格のあるゲートウェイ景観を創出します。	
キトラ古墳周辺景観形成特定区域		明日香周遊の拠点として、また、歴史的風土及び文化財等を活用した体験学習の拠点として相応しい、古墳と周辺の自然環境が一体となった歴史的風土を感じられる景観形成を進めます。	

※法第16条：建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕

若しくは模様替又は色彩の変更、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

※行為にあたっては、「明日香村公共事業景観形成指針」や「明日香景観デザインマニュアル」等、明日香村が定める指針等についても準拠していること。

※なお、明日香村景観計画に係る具体的な景観形成基準や手続き等の詳細については、当該担当部局へ確認すること。

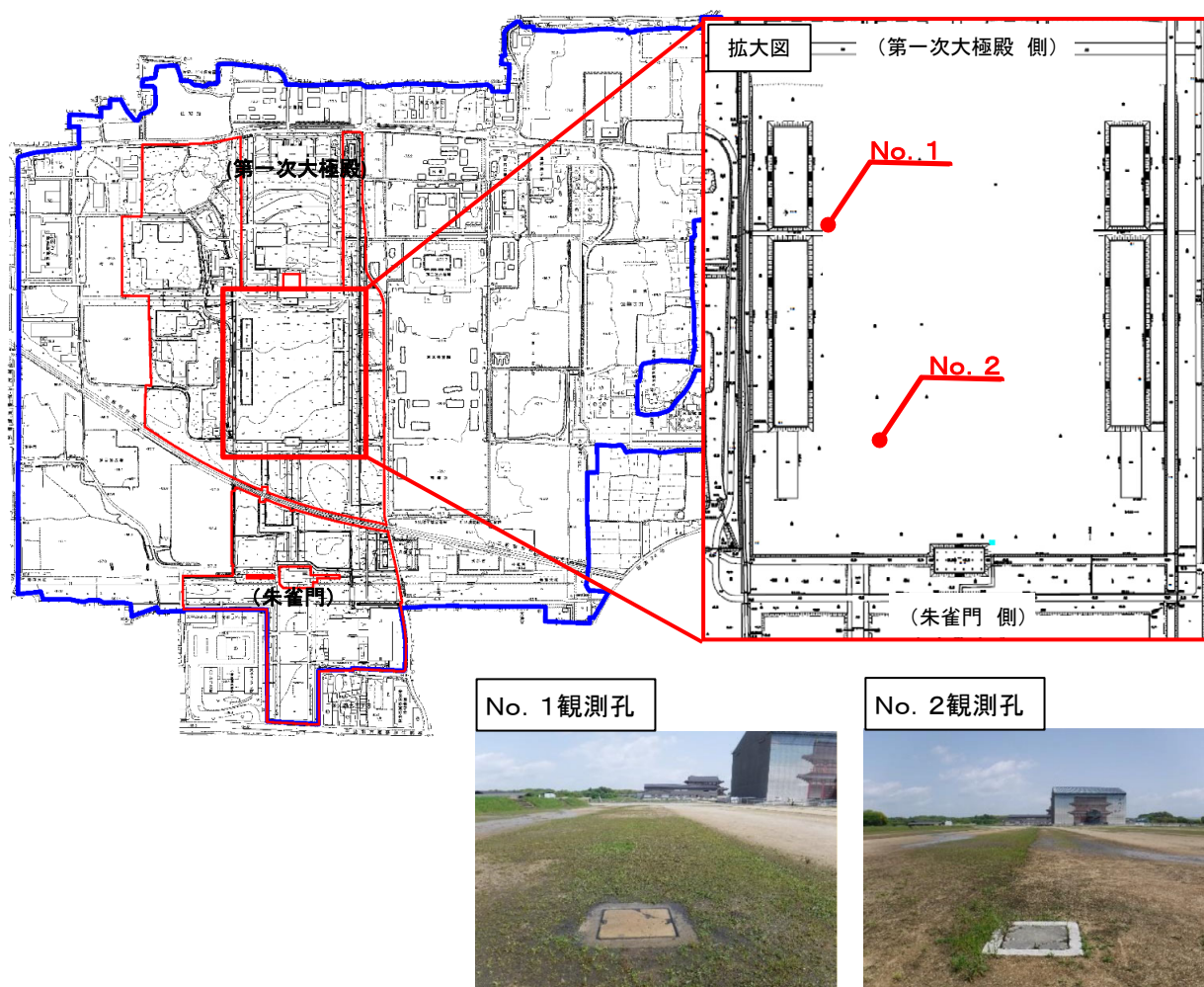
D：埋蔵文化財包蔵地

明日香村は全域が埋蔵文化財包蔵地であり、施設の設置に伴う土木工事を行う際には、以下の届出が必要となる。

区分	根拠法令	主な規制内容	必要な手続き
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法第93条	土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずる場合がある。	発掘（土木工事等）に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。（「埋蔵文化財発掘届」を明日香村教育委員会文化財課に提出）

平城宮跡区域(中央区朝堂院) 地下水位測定地点

別添19



管 理 概 要		
利用状況		
植物成育状況		
建物及工作物状況		
広報・催物等		
事故・災害等状況		
その他		

業 務 実 施 状 況									
区 分		実施した業務の内容・期日等							
巡視・利用者指導等									
芝 生 管 理									
樹 木 管 理									
建 物 管 理									
工 作 物 管 理									
清 掃									
そ の 他									
月間石舞台入場者数		月間公園館入館者数				月間高松塚壁画面館入館者数			
前年	今年	前年	今年	前年	今年	前年	今年	前年	今年
月間四神の館入場者数		月間公園利用者数				公園利用者数累計			
前年	今年	前年	今年	前年	今年	前年	今年	前年	今年

注) 管理概要については、参考資料を添付すること。
注) 石舞台入場者数、公園館入館者数、高松塚壁画面館入館者数は、一般の利用者数を記載する。

管 理 概 要		
利用状況		
植物成育状況		
建物及工作物状況		
広報・催物等		
事故・災害等状況		
その他		

業 務 実 施 状 況					
区 分		実施した業務の内容・期日等			
巡視・利用者指導等					
芝 生 管 理					
樹 木 管 理					
建 物 管 理					
工 作 物 管 理					
清 掃					
そ の 他					
月間展示館入館者数		月間公園利用者数		公園利用者数累計	
前年	今年	前年	今年	前年	今年

令和 年度 月 包括的な質の月別報告 【飛鳥区域】

達成すべき質	前月（月間）	今年（月間）	年間累計	備考（実施内容等）
公園利用者数（人）				
公園の運営に関する利用者満足度（％）				
歴史や文化の情報のわかりやすさに関する利用者満足度（％）				
歴史学習などの利用プログラムの開催（回）				
記者発表（件）				
SNSによる情報発信（件）				

令和 年度 月 包括的な質の月別報告 【平城宮跡区域】

達成すべき質	前月（月間）	今年（月間）	年間累計	備考（実施内容等）
公園利用者数（人）				
公園の運営に関する利用者満足度（％）				
歴史学習などの利用プログラムの開催（回）				
記者発表（件）				
SNSによる情報発信（件）				

[illegible]

収益施設等の管理に関する勤務実績簿

令和 年度

役職

氏名

[illegible]

事故情報記録

事故発生日時・場所			
事故発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	天候	
公園名		公園種別	
所在地			
管理者			
負傷者			
ふりがな		年齢	歳 ヶ月
氏名		性別	
受傷内容			
負傷した部位 (頭部、大腿骨 等)	種類 (打撲、骨折 等)	程度 (全治 1 か月 等)	
事故概要			
公園施設名		設置年月	昭和・平成 年 月
事故発生箇所		製造・施工者	
直近の日常点検	平成 年 月 日	点検者	
直近の定期点検	平成 年 月 日	点検者	
事故発生の経緯			
事故発生の要因 〔地面の状態、公園施設の構造、利用者の行動、服装・持ち物等〕			
保護者等の見守り状況			

当該施設の写真・図面

☐ 別紙添付あり ☐ 別紙添付なし		

事故発生後の対応

負傷者の 救助内容	応急手当	
	搬送	
当該施設の 措置の内容	応急措置	
	本格的な措置	
関係機関への 通報・連絡	☐ 消防 ☐ 警察 ☐ 都道府県・国土交通省	

備考

--	--	--	--

記録者

氏名		所属	
----	--	----	--

(特に、事故発生の要因や事故発生時の状況は詳しく記載するとよい)

国都公景第1号
令和3年4月1日

北海道開発局 事業振興部長 殿
各地方整備局 建政部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課長

国営公園における安全確保について

都市公園における事故の発生防止については、「都市公園における事故の防止について」（平成2年2月19日付け建設省都公緑第22号）などにより、従来から周知徹底を図ってきたところであり、平成27年4月には、当課より「公園施設の安全点検に係る指針(案)」（平成27年4月13日付け国都公景第27号）を各公園管理者に通知し、併せて今後の都市公園の安全管理にあたっての参考にしていただきたい旨をお願いしているところです。

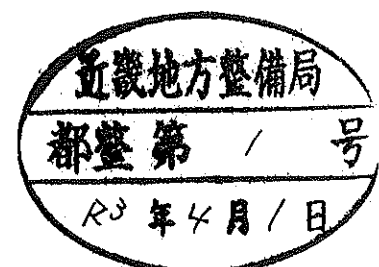
また、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により都市公園法（昭和31年法律第79号）第3条の2に新たに規定された都市公園の管理基準に関する事項が、平成30年4月1日に施行され、都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うこととされました。

こうした状況を踏まえ、都市公園におけるさらなる安全の確保が図られるよう、必要な取組みの実施に努められるようお願いいたします。

また、公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れがある30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故が起こった場合、さらに、人的被害が発生しなくても、公園管理又は公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れのある事故が起こった場合には、当該事故の状況等について当職あて速やかに報告するようお願いいたします。

なお、地方公共団体が管理する都市公園に対しては、各地方公共団体都市公園管理担当部局長あて「都市公園における安全確保について」（令和3年4月1日付け国都公景第1号）により同趣旨の通知をしたのでご了解願います。

各地方整備局等におかれましては、この旨を貴管内国営公園事務所等に周知徹底されるようお願いいたします。



事務連絡
令和3年4月1日

北海道開発局 事業振興部都市住宅課長 様
各地方整備局 建政部都市（・住宅）整備課長 様
沖縄総合事務局 開発建設部建設産業・地方整備課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 課長補佐

国営公園における事故の状況報告について

国営公園における事故の状況報告については、「国営公園における安全確保について」（令和3年4月1日付け国都公景第1号）により、公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れがある事故が起こった場合、または、30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園管理又は公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合は、当該事故の状況等を公園緑地・景観課長あて報告頂くよう、改めて周知しているところです。

今後、国営公園において係る事故が発生した場合には、速やかに別添様式により事故状況等を取りまとめ、報告されるようお願いするとともに、事故の詳細報告、事故原因の分析、その後の対応状況等について適時適切な報告をお願いします。

なお、地方公共団体が管理する都市公園において係る事故が発生した場合の事故状況報告の対応については、各地方公共団体都市公園管理担当課長あて「都市公園における事故の状況報告について」（令和3年4月1日付け事務連絡）により通知したのでご了知ください。

また、各地方整備局等におかれましては、この旨を貴管内国営公園事務所等に周知徹底いただくようお願いいたします。

記

1. 報告を要する事故：

公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れがある30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故

人的被害が発生しなくても、公園管理又は公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れのある事故

2. 報告様式：別添様式参照

3. 報告体制：別紙事故報告フロー参照

4. 報告先：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 課長補佐及び国営公園維持係長

以上

